

Q. 委託契約書には何を書かないといけないの？

A. 契約書の種類によって書くべきことが違います。

■絶対必要な事項と委託の種類によって必要となる事項

区分	法律で定められる記載事項	記載する際の注意点
どんな委託契約書でも書かなければいけないこと	産業廃棄物の種類及び数量	数量は予定でも可。単位は自由。
	委託契約の有効期間	自動更新の定めがあっても構わない。
	契約金額(支払う料金)	総額又は、単価と数量から計算できれば可。
	処理業者の事業範囲	「添付する許可証の通り」でも構わない。
	産業廃棄物の性状及び荷姿	性状:固形・液体など。荷姿:袋・バラなど。
	産業廃棄物の性状の変化に関して	通常の保管で腐敗や揮発などしないか。
	産業廃棄物の混合等による支障	支障が無ければ「特になし」で構わない。
	C0950含有マークの表示に関する事項	C0950含有マークが無ければ不要。
	石綿含有産業廃棄物が含まれる旨	石綿含有産業廃棄物でなければ不要。
	その他産業廃棄物取り扱い上の注意	把握している範囲で必要と思われること。
	上記6項目の変更情報の伝達方法	書面・FAX等、伝達の方法は自由。
	受託業務終了の報告の方法	マニフェストによる報告が一般的。
契約解除時の産業廃棄物の取扱い	基本的に定型文が書かれている。	
収集運搬の委託	運搬の最終目的地の所在地	本社ではなく、実際に搬入する施設を記入。
	積替保管を行う場所の所在地	積替え保管をしなければ不要。
	積替保管する廃棄物の種類、保管上限	
	他の廃棄物と混合することの可否	管理型と一緒に運搬して良いか。
処分の委託	処分(再生)場所の所在地・方法・処理能力	本社ではなく処理施設の場所。品目ごとの方法と処理能力。
	最終処分の場所の所在地・方法・処理能力	

※ :委託条件によっては記載しなくてもよい事項。

◇排出事業者に罰則！

表にある記載事項は、法律によって定められている、産業廃棄物の委託契約書に必ず記載しなければいけない事項です。

契約は排出事業者に課せられた義務です。そのため、表の事項に記載漏れや誤った記載があれば、委託基準違反となり、排出事業者が罰則の対象となります。

処理業者が用意した契約書であっても、表の事項について空欄などがないかは必ず確認をしましょう。

(廃棄物処理法第12条第7項)

◇記載が漏れやすい事項

契約は産業廃棄物の委託より前に結びます。そのため、数量は「やってみないと分からない」ということがほとんどです。しかし、委託契約書では必須の記載事項です。そのため、数量は予定・想定でも必ず記載しておかなければいけません。契約時の予定数量と実際の委託量に違いがあっても、常識の範囲内であれば問題ありません。

今回のポイント

委託契約書の記載漏れは排出事業者の違反と見なされる。